

成し、職場へ衆を恐怖畏縮せしめ又は争議紛発第一主義的な組織方針を排して、理解ある進歩的資本家に對しては健全なる労働組合主義を徹底、了解せしめ、労働者こそ偉大なる産業の協力者であることを知らしめ健實にして責任ある労働組合こそ新に産業の平和と發展に拍車を入れるものであることを理解せしめ組織運動を有効に展開し、頑迷無理解なる資本家に對しては飽くまで闘争第一主義を以て戦ふ方針に沿つて十萬人突破の組織運動を推し進めんとするのである。

實行方法
新執行委員會に一任。

第三號議案 労働組合法即時制定要求に関する件

理由

既に總同盟の全國大會並に日本労働組合會議の結成大會、第二回年度大會が決議した要綱を完備する労働組合法の即時制定は、労働階級の最底限の生活権擁護の人道的立場からするも、産業の平和發展の國家經濟の立場からするも絶對的に必要にして有効なるものであるが故にこれが即時實現を要求するものである。

實行方法
新執行委員會は總同盟本部に申達し、日本労働組合會議並に社會大衆黨本部と協力して本法案の即時制定の諸運動を展開すると共に、日本労働組合會議九州地方協議會と共同して輿論の喚起に努め、大衆的壓力を以て本法案實施を要求する。

本部提出
海野吉松

第四號議案 健康保険法改正要求に関する件

理由

健康保険法が實施されて以來六年、その間に於ける體験に鑑み、日本労働組合會議第二回年度大會が決議せる要綱を完備する現行法規の即時改正は労働階級の生活権確保のためにも、社會正義の見地からしても、絶對に必要にして正當なるものであるが故に本案を提出する。

實行方法
前議案と同じ。

本部提出
海野吉松

第五號議案 失業保険法制定要求に関する件

理由

九州聯合會前年度大會決議に依る「徹底的失業防止並救済に関する件」の實行方法の一項に本案が擧げられていたのであるが、我國現下の失業問題に對し、これが正當にして且つ基本的なる救済策として、日本労働組合會議第三回年度大會が決議せる要綱を具備する失業保険法を制定することが當面の緊急事と認めて本案の即時實現を期す。

實行方法
前議案と同じ。

本部提出
海野吉松